

フレッツ・ISDN 対応接続アカウント発行サービス規約

2005.4.1

第1条(概要)

フレッツ・ISDN 対応接続アカウント発行サービスは、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます)が提供する IP 接続サービス「フレッツ・ISDN(フレッツ・アイエスディーエス)」に対応したサービス(以下「本サービス」といいます)です。そのため、本サービスの仕様につきましては、余儀なく変更されることがあります。

第2条(規約の変更)

当社は契約者の承諾を得ることなくフレッツ・ISDN 対応接続アカウント発行サービス規約(以下「規約」といいます)を変更することがあります。その場合には、当社所定の方法により契約者に通知するものとし、料金その他提供条件は変更後の規約によるものとします。

第3条(提供区域)

本サービスの提供区域は、別途定めるものとします。

第4条(対象)

本サービスは、以下の条件を満たす方が対象となります。

- (1)NTT 東日本が提供する ISDN 接続サービス「INS ネット 64、INS ネット 64-ライト、INS ネット 1500」の利用者または利用申込者。
- (2)「ITSCOM.net for Business サーバホスティングサービス」(以下「サーバホスティングサービス」といいます)のご契約者。

第5条(申込)

本サービスの申込は当社所定の手続きに従うものとします。

第6条(サービスの提供停止)

1. 本サービスは規約等に定める以外に、下記の事由によりサービスを停止することがあります。
 - (1)NTT 東日本が本サービスの提供に必要なサービスを提供を停止、中止又は制限した場合。
 - (2)その他当社が必要と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは契約者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法で通知します。

第7条(本サービスの変更または廃止)

1. 当社は予告なく本サービスの内容の一部もしくは全部を変更、追加及び廃止することができるものとします。
2. 当社は、前項による本サービス内容の一部もしくは全部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第8条(本サービスの終了)

1. 以下の場合、本サービスは終了します。
 - (1)NTT 東日本のフレッツ・ISDN サービスが終了した場合
 - (2)技術的問題で本サービスを継続することが困難な場合
 - (3)サーバホスティングサービスの契約者でなくなった場合
 - (4)移転等により、NTT 東日本のフレッツ・ISDN サービスが利用できなくなった場合
2. 本サービスが前項第1号、第2号の規定により終了する場合には、当社は事前に本サービス利用者に対し当社の定める方法で通知します。
3. 本サービスが第1項第3号、第4号の規定により終了する場合には、他のサービスへの移行および本サービスの解約は自らの責において行うものとします。

第9条(最低利用期間)

フレッツ・ISDN 対応接続アカウント発行サービスの最低利用期間は、当社が通知した利用開始日から3ヶ月間とします。

第10条(フレッツ・ISDN 対応接続アカウント発行サービスの利用の態様の制限)

1. フレッツ・ISDN 対応接続アカウント発行サービスにおいて、利用契約が成立した場合、本サービスを利用するための番号(以下「ID」といいます。)およびパスワードを発行し、当社の定めた方法により、その内容を通知します。
2. 契約者は利用契約を解約または解除する場合、解約日、解除日までに、当社から発行された ID およびパスワードを当社に返還するものとします。
3. 当該サービスはサーバホスティングサービスへのオプションサービスとして申込みことができ、当該サービス単独での申込みはできません。
4. 当該サービスはサーバホスティングサービスへのご契約者でなくなった場合、終了いたします。

第11条(料金)

本サービスの利用に係る料金はサーバホスティングサービスの契約約款別表に定めるとおりとします。